

廃校の概要と管理運用実態

—山口県における廃校となった義務教育施設の管理運用計画 その1—

廃校	全国	山口県
利活用パターン	所有/運営	

正会員 ○清水 聡士*
 正会員 山本 幸子**
 正会員 中園 真人***

1. 序論

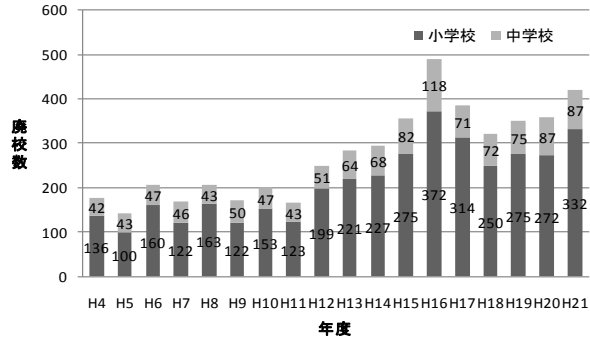
1-1 研究の背景

全国的な少子化による児童数の減少や都市化・過疎化、市町村合併に伴い、公立の義務教育施設の統廃合が各地で行われ、それとともに廃校の数が増加している。

文部科学省では平成4年から廃校に関する調査を行っている。全国の年度別廃校数を図1に示す。これを見ると、平成4年に廃校になった学校数が178校だったのに対し、平成16年には調査開始以来最も多い490校もの小中学校が廃校となっている。平成4年からの廃校数は多少の増減は見られるが増加傾向にあり、今後も増えていくことが予想される。

廃校が増加していく中、廃校施設の有効活用が課題となっているが、廃校施設を他の用途に転用する場合には財産処分手続きが必要となる。財産処分手続きとは、原則として国からの補助金を得て建てられた校舎などを学校以外の施設に転用する場合、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等により、学校を設置した各地方自治体は、補助金相当額の納付などによる文部科学大臣の「承認」を得る手続きが必要とされているものである。ただし、国庫補助金を受けずに整備した建物を転用する場合と、国庫補助金を受けて整備した建物で、処分制限期間^{注1}を経過している建物を転用する場合は、財産処分手続きは不要となっている。しかし、この財産処分手続きだと、

- 遊休施設を有効活用できない
 - 民間事業者による廃校校舎を有効活用した地域活性化ができない
 - 廃校校舎の有効活用ができないため、学校統合の支障となる
 - 数年後に学校統合や廃校の可能性があると、耐震補強や大規模改造が実施できない
- 等の問題点があった。そこで、文部科学省では廃校施設の有効活用を図る観点から、平成20年6月に廃校となった校舎などを学校以外の施設へ転用する際、ほとんどのケースの場合に国庫補助金額相当の国庫納付を不要とするなど、財産処分手続きの大幅な簡素化・弾力化を行っ



資料)文部科学省「公立学校の年度別廃校発生数」(平成4年度～平成21年度)による

図1 全国の年度別廃校数 (H4～H21年)

公立学校施設に係る財産処分手続きの大幅な簡素化・弾力化
 ～文部科学省の取り組み～

(平成20年6月に取扱通知を改正)

◎・・・新たな取扱い、☆・・・取扱範囲の拡大、○・・・従来からの取扱い

国庫補助事業完了後**10年以上経過**し、次のいずれかに該当
 ☆無償による財産処分(転用・貸与・譲渡・取壊し)(相手先は問わない)
<報告で可> (平成20年6月より)
 ・他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
 ・社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡
 ☆国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、有償貸与・有償譲渡
 (平成19年3月より(平成20年6月より、廃校以外も対象))

国庫補助事業完了後**10年未経過**で、次のいずれかに該当
 ◎耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 (平成20年6月より)
 ◎大規模改修事業(上記以外)で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 (平成20年6月より)
 ◎市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分
<報告で可> (平成20年6月より)
 ○学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与 (平成16年4月より)

資料)文部科学省資料「公立学校施設に係る転用手続き(財産処分手続き)について」を基に著者作成

図2 財産処分手続きに関する文部科学省の取り組み

た(図2)。この取り組みでは、従来の取扱いに加え、国庫補助事業完了10年以上経過している施設に関しては、取扱範囲の拡大が行われ、国庫補助事業完了後10年未

表1 利用可能な補助金

事業名	所管官庁	対象となる転用施設等
スポーツ振興くじ(toto9)助成 (地域スポーツ施設整備助成)	文部科学省	地域スポーツ施設
介護基盤緊急整備等臨時特例交付金 地域介護・福祉空間整備等交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金 子育て支援対策臨時特例交付金 (安心子ども基金)	厚生労働省	老人福祉施設等 児童福祉施設等 私立保育所、子育て支援のための拠点施設※平成22年度まで
放課後子ども環境整備事業		放課後児童クラブ
社会福祉施設等施設整備補助金		障害者施設等
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	農林水産省	都市と農村の交流拠点施設 山村・都市交流促進のための自然体験学習・農業体験学習等の拠点となる滞在型活動施設
広域連携共生・対流等整備交付金		都道府県域を越えた広域的な連携の取組を実現するために必要な施設 (1)都市農村交流促進施設 (2)市民農村 (3)廃校・廃屋改修交流施設 等
森林・林業・木材産業づくり交付金 (木造公共施設整備)	林野庁	交流施設等の公共施設
過疎地域集落等整備事業費補助金	総務省	地域間交流を図るための体験・交流施設等 旧合併特例法第3条第1項に規定する市町村建設計画に基づき実施する事業
市町村合併推進体制整備費補助金		都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設
社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	国土交通省	都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設
社会資本整備総合交付金 (地域住宅支援総合交付金)		公的賃貸住宅などの社会資本整備計画に位置付けられた地域の住宅政策の実施に必要な施設
集落活性化推進事業		定住人口・滞在人口の流出抑制を目的とした、集落化による公益サービスの維持確保、地域産業の活性化及び地域間交流のための施設整備等
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	経済産業省	企業立地促進法により、国の同意を得た基本計画の対象区域内で、当該計画に基づいて行われる共用の貸工場・貸事業場等の整備
電源立地地域対策交付金	資源エネルギー庁 文部科学省	電源立地地域における地域住民の福祉の向上に資するものとして必要と認められる公共施設

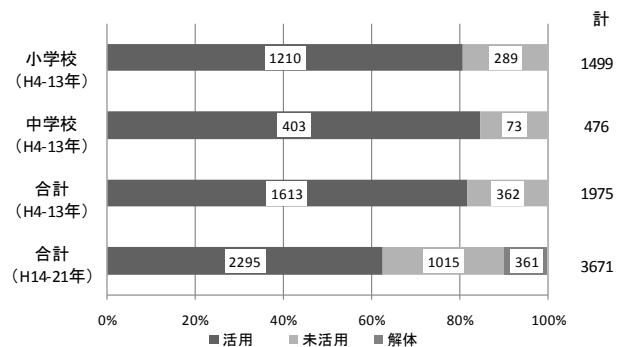
資料)文部科学省「廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度」(平成22年度)を基に著者作成

経過の施設に関しては、三つの新たな取扱いが追加された。

全国には平成22年5月1日現在で、平成14年度から平成21年度に廃校となり建物が現存する廃校が3,310校あり、その中の24%にあたる794校において利用予定がない現状がある。その理由として、活用を検討しているものの地域等からの要望がない、活用方法がわからないといったことが挙げられている。

このような課題の解消を図るため、文部科学省では、平成22年に～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクトが立ち上げられ、活用方法、利用者などを募集している廃校施設等の情報を、各地方公共団体が希望するものに限り文部科学省が集約し、ホームページ上で公表する取り組みが始められた。これにより、より多くの民間企業・学校法人・NPO法人・社会福祉法人・医療法人などに情報を提供できるようになり、廃校施設等の情報と活用ニーズのマッチングの一助になることが期待される。このような取り組みの他にも、文部科学省では他省庁との連携を行って、廃校施設等の活用にあたり利用可能な補助制度(表1)を紹介するなどの支援も行っており、廃校施設の有効活用に大きな力を注いでいる。

文部科学省の調査より平成4年から平成21年の廃校施設の活用状況を図3に示す。これによると、平成4年か廃



資料)文部科学省「廃校リニューアル50選」、「廃校の実態及び有効活用状況」(平成4年度～平成21年度)による

図3 H4~H21年の廃校施設の活用状況

表2 廃校後既存建物の活用用途

活用用途	件数		合計
	H4-13年	H14-21年	
社会体育施設	311	613	924
社会教育施設	417	492	909
庁舎等	73	143	216
体験交流施設	77	123	200
文化施設	32	102	134
研修施設	30	78	108
備蓄倉庫	45	56	101
障害者福祉施設	18	54	72
企業施設		66	66
その他老人福祉施設	22	41	63
老人デイサービスセンター	29	30	59
宿泊施設(体験交流施設を除く)	17	25	42
公営(職員)住宅	19	21	40
放課後児童クラブ	12	22	34
児童福祉施設(保育所を除く)	13	20	33
創業支援施設	5	16	21
保育所		20	20
大学施設(国公私立)		19	19
医療施設	7	12	19
他の学校への転用	19		19
その他法人事務所等(企業・学校法人を除く)		16	16
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		13	13
放課後こども教室		8	8
民間等へ無償貸与	55		55
民間等へ有償貸与	44		44
民間等へ無償譲渡	21		21
民間等へ有償譲渡	17		17
同一地方公共団体内の公立学校	303		303

資料)文部科学省「廃校リニューアル50選」、「廃校の実態及び有効活用状況」(平成14年度～平成21年度)による

ら平成13年までの廃校数は小学校1499校、中学校476校で、その活用状況は小学校で活用1210校(81%)、未活用289校(19%)、中学校で活用403校(85%)、未活用75校(15%)、合計で廃校数1975校のうち、活用1613校(82%)、未活用362校(18%)となっている。平成14年から平成21年における廃校数は小学校が2317校、中学校が660校、高等学校が643校、特別支援学校が51校の計3671校で、そのうち活用されているのが2295校(62.5%)、未活用が1015校(27.7%)、解体されたものが361校(9.8%)となっており、平成4年から平成13年までの調査に比べ、廃校数が大幅に増加し、それに伴い利用率も低下していることがわかる。

校施設の活用用途(表2)では、平成4年～平成13年

表3 アンケート調査概要

調査時期	2010.11-12
調査対象	2002-2009年度廃校が立地していた市町教育委員会
調査方法	アンケート調査:15新市町村
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校の概要 廃校・休校になった要因と廃校後の利用状況 活用されている施設の利用開始年度、所有/運営の管理組織と設置・運営に係る補助金利用の有無、活用に至った理由 活用計画の有無と活用内容、未活用理由等 校舎が解体されている場合の理由

表4 アンケート回収表

市町	下関市		宇部市		山口市		萩市		下松市		岩国市		光市	
	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校
配布数	5	5	3	3	9	3	5	5	5	1	5	2	2	2
回収数	8	1	3	9	-	-	2	4	1	2	2	2	2	2
回収率(%)	160	20	100	100	-	-	40	400	20	100	100	100	100	100

長門市		柳井市		美祿市		周南市		周防大島町		上関町		阿武町		合計	
廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校	廃校	休校
5	5	5	1	3	5	4	3	5	3	3	5	3	3	47	35
8	5	2	1	3	6	4	4	1	4	1	3	3	5	54	13
160	100	40	100	100	120	100	133	20	100	115	37.1	100	100	100	100

と、平成14年～平成21年の両方とも、社会教育施設と社会体育施設が多くなっている。社会体育施設に関しては平成13年までと比べ二倍近くに活用事例が増えている。他にも庁舎等や体験交流施設、文化施設等様々な用途への転用が図られている。今後も文部科学省の取り組みが進むにつれ、活用用途の幅と活用事例の数が増えていくことが予想される。

1-2 既往研究と研究の目的

廃校に関する研究には、小中学校の廃校と廃校活用の動向を見たもの4)や、廃校施設の利活用に関する研究5)6)や、住民主体による廃校から高齢者施設への転用に関する事例的考察を行ったもの7)、建築基準法が廃校を用途変更する際に及ぼす影響に関する研究8)、廃校跡地の利用計画策定までのプロセスを考察した研究9)、統廃合の決定と廃校舎の利活用が決定されるまでのプロセスの関連を考察した研究10)、廃校発生という根源に焦点をあて、その要因を分析した研究11)などがある。しかし、廃校施設の未活用事例について活用事例との比較分析をした研究は少ない。

よって本研究では、山口県の廃校となった義務教育施設を対象に、廃校の管理運用状況を把握し、活用されている施設と活用されていない施設との比較分析により、廃校活用に関する課題を明らかにすることを目的とする。

本報では山口県内の廃校施設を対象に、廃校の概要と管理運用実態について明らかにする。

1-3 研究の方法

①山口県の廃校状況を把握するため、県内の廃校・休校に関するホームページや、既往研究などを参考に、廃校・休校の実態を把握するためのアンケートを作成。②アンケート対象を教育委員会に詳しいデータが残って

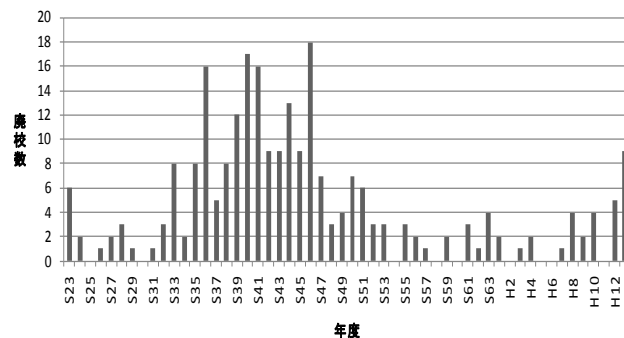


図4 山口県の年度別廃校発生数 (S23~H13年)

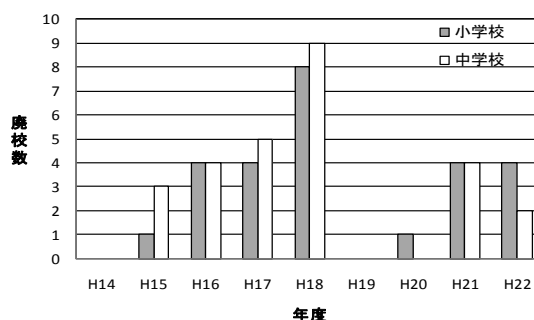


図5 年度別廃校発生数 (H14~H21年)

いる平成14年以降の廃校になった小中学校に限定し、③山口県内の市町村合併後の15新市町に対してアンケート調査を行い、廃校の発生状況、学校の基本情報、廃校施設の活用実態について把握した。

2. 調査概要

データの残っている平成14年から平成21年の県内の廃校になった小中学校に、廃校を保有する市町ごとにアンケート(表2)を送付した。アンケートの回収率(表3)は廃校が115%、休校が37.1%となっている注2)。

3. 廃校の概要と管理運用実態

3-1 山口県の廃校発生状況

山口県の昭和23年から平成13年までの年度別廃校発生数を図4に、平成14年から平成22年の年度別廃校数を図5に示す。昭和28年に町村合併促進法が施行され、昭和31年には新市町村建設促進法が施行されたことによる昭和の大合併により、山口県でも昭和35年から急激に廃校数が増加している。平成14年から平成21年の間の廃校発生数は、小学校が26校、中学校が27校の計53校となっている。平成15年から平成18年にかけて廃校が増加しており、全国の廃校発生の動向(図1)と同じく、平成の大合併の影響を受けていると考えられる。

3-2 廃校施設の利活用実態

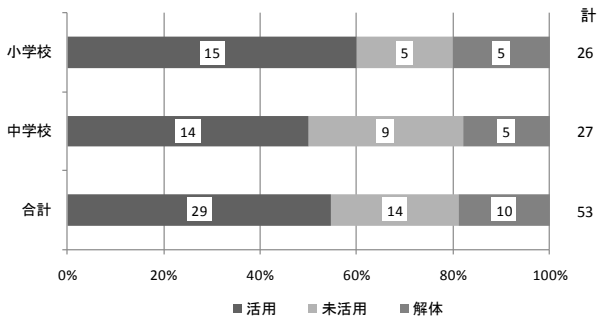


図6 廃校施設の活用状況 H14-22年 (山口県)

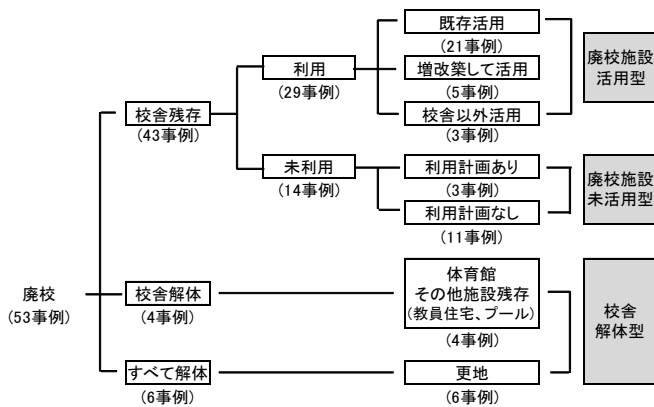


図7 廃校施設利活用パターン

残存状況 利用状況	校・体 グ・プ・教	校・体 グ・プ	校・体 グ・教	校・体・グ	校・グ	合計
校・体・グ・プ・教	2	0	0	0	0	2
校・体・グ・プ	0	4	0	0	0	4
校・体・グ	0	1	0	12	0	13
校・体	0	0	0	3	0	3
校・グ	0	1	0	0	2	3
校	0	0	0	0	1	1
体	0	1	1	1	0	3
合計	2	7	1	16	3	29

※校舎…校、体育館…体、グラウンド…グ、プール…プ、教員住宅…教

図8 廃校施設の残存・利用状況

山口県の廃校施設の活用実態を図6に示す。小学はで活用15校(57.7%)、未活用5校(19.2%)、解体5校(19.2%)。中学校は活用14校(51.9%)、未活用9校(33.3%)、解体5校(18.5%)。合計で活用29校(54.7%)、未活用14校(26.4%)、解体10校(18.9%)となっている。

3-3 廃校施設利活用パターンの分類

廃校施設利活用のパターン分類を図7に示す。廃校となった学校の施設活用パターンを、施設の残存と利用状況に着目し、「廃校施設活用型」「廃校施設未活用型」「校舎解体型」の3パターンに分類した。校舎が残っていてその学校の施設が何らかの用途で活用されている廃校施設

表5 廃校施設の所有/運営別の利用実態

所有/運営	廃校施設	転用施設	校数	廃校施設	転用施設	校数
公共所有 公共運営 (20例)	校舎 (19例)	・社会教育施設 ・地域開放 ・体験交流施設 ・社会体育施設 ・倉庫等 ・他の公立学校	3 2 1 1 5 7	グラウンド (18例)	・社会体育施設 ・体験交流施設 ・地域開放 ・社会体育施設 ・他の公立学校	7 2 2 1 6
		・社会教育施設 ・社会体育施設 ・体験交流施設 ・倉庫等 ・他の公立学校	9 1 1 1 6		プール (5例) 教員住宅 (2例)	・社会体育施設 ・他の公立学校 ・公営住宅 ・他の公立学校
公共所有 民間運営 (10例)	校舎 (9例)	・体験交流施設 ・地域開放 ・高齢者福祉施設 ・通信制高校 ・商工会議所	4 2 1 1 1	体育館 (6例) プール (2例)	・社会体育施設 ・社会教育施設 ・通信制高校 ・駐車場 ・通信制高校 ・社会体育施設	4 1 1 1 1 1
			1			

※廃校施設29校のうち1例は施設によって運営主体が異なるため、公共運営(20例)、民間運営(10例)となっている。

設活用型(29例)が3パターンの中で最も多かった。現在未活用の施設(14例)で、利用計画があるものはわずか3例で残りの11例に関しては、利用計画が無かった。

廃校施設活用型の残存・利用状況について細かくみたものを図8に示す。灰色で示した部分は、残存している施設全てが活用されている事例で、全部で20例となっている。その中でも最も多かったのが「校・体・グ」が残存で全て活用されているもので12例だった。

3-4 廃校施設の管理運用実態

廃校施設の所有/運営別の利用実態について表5に示す。廃校施設の所有/運営は、「公共所有/公共運営」「公共所有/民間運営」の2つに分類する。

学校は元々教育委員会が管理する公共施設であるため、69%が公共所有/公共運営のまま利用されている。この公共所有/公共運営20例の転用用途を廃校施設ごとに見てみると、校舎は19例で他の公立学校への転用が7例、倉庫等が5例、社会教育施設が3例、地域開放が2例、体験交流施設、社会体育施設がそれぞれ1例となっている。体育館とグラウンドはそれぞれ18例で、社会体育施設としての利用が一番多かった。教員住宅においては、公営住宅としての活用例も見られた。

公共所有/民間運営は、民間に廃校施設を貸し出し、活用されている場合である。公共所有/民間運営の10例を廃校施設ごとに見ると、校舎は9例ありその内容は、体験交流施設が4例、地域開放2例、他にも高齢者福祉施設、通信制高校、商工会議所となっている。体育館は6例のうち4例が社会体育施設であとは社会教育施設、通信制高校となっている。プールは用途が大きく変わり駐車場として活用されている。

* 山口大学工学部感性デザイン工学科 学部生
** 山口大学大学院理工学研究科 助教・博士(工学)
*** 山口大学大学院理工学研究科 教授・工博

* Undergraduate, Dep. of KANSEI Design Eng., Faculty of Eng., Yamaguchi Univ.
** Assistant Professors, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.
*** Professor, Yamaguchi Univ., Dr.Eng.